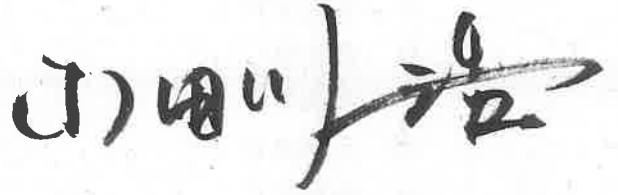


つくばみらい市市民センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 6 月 21 日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第28号

つくばみらい市市民センター条例の一部を改正する条例

つくばみらい市市民センター条例（令和2年つくばみらい市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 身近な行政サービスの提供及び市民の福祉の増進を図るため、市民センターを設置する。

2 市民センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項及び第244条第1項に規定する施設とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「使用料」を「第4条第2項及び前条第3項の使用料（次条において「使用料」という。）」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「に基づき、」を「により、前条第1号に規定する」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用の許可等）

第5条 第3条第2号に規定する市民センターの会議室を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を受けて市民センターの会議室を利用する者は、市長が定める納期限までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第3条 市民センターの施設のうち、地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用できる施設及び同法第244条第1項の施設として利用できる施設は、次のとおりとする。

（1） 地方自治法第238条第4項の規定に係る施設

ア 会議室1

イ 会議室2

(2) 地方自治法第244条第1項の規定に係る施設

- ア 会議室A
- イ 会議室B
- ウ 会議室C
- エ 会議室D
- オ 会議室E
- カ 会議室F

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

施設の種類		基本使用料	
みらい平市民センター	会議室1	半日（4時間以内）	1,600円
		1日（8時間以内）	3,200円
		超過時間（1時間）	400円
	会議室2	半日（4時間以内）	2,000円
		1日（8時間以内）	4,000円
		超過時間（1時間）	500円

備考

- 1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 超過時間が1時間未満であるとき、又は超過時間に1時間未満の端数が生じるときは、当該1時間未満の時間については、1時間とみなして計算する。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表第2（第5条関係）

施設の種類		基本使用料	
みらい平市民センター	会議室A	半日（4時間以内）	300円
		1日（8時間以内）	600円
		超過時間（1時間）	100円
	会議室B	半日（4時間以内）	200円
		1日（8時間以内）	400円
		超過時間（1時間）	100円
	会議室C	半日（4時間以内）	200円
		1日（8時間以内）	400円
		超過時間（1時間）	100円
	会議室D	半日（4時間以内）	200円
		1日（8時間以内）	400円
		超過時間（1時間）	100円
	会議室E	半日（4時間以内）	300円
		1日（8時間以内）	600円

	超過時間（1時間）	100円
会議室F	半日（4時間以内）	250円
	1日（8時間以内）	500円
	超過時間（1時間）	100円

備考

- 1 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合の使用料は、基本使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 超過時間が1時間未満であるとき、又は超過時間に1時間未満の端数が生じるときは、当該1時間未満の時間については、1時間とみなして計算する。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

